

2026年2月27日

お客さま各位

株式会社日本カストディ銀行
(担当部署
決済業務部 営業事務課)

当座勘定規定等の改定(2026年4月1日付)のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年12月26日に当社ウェブサイトでご案内のとおり、以下のサービスを2026年3月31日付で終了いたします。

終了するサービス	サービス終了日
手形・小切手の発行	2026年3月31日
他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱い	
手形・小切手等の代金取立	

これに伴い、当社では2026年4月1日付で「当座勘定規定」「普通預金規定」「振込規定」を改定いたします。具体的な改定内容は、以下リンク先および新旧対照表をご覧ください。

* 「当座勘定規定」

<https://www.custody.jp/information/yokin/pdf/tozakitei20260401.pdf>

* 「普通預金規定」

<https://www.custody.jp/information/yokin/pdf/futsukitei20260401.pdf>

* 「振込規定」

<https://www.custody.jp/information/yokin/pdf/furikomikitei20260401.pdf>

【新旧対照表】

(1) 当座勘定規定

改定前	改定後（適用開始日：2026年4月1日）
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、<u>手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）</u>も受入れます。</p> <p>（2）<u>手形要件、小切手要件の白地</u>はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3）証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>（4）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金、当社を支払場所とする小切手を受入れます。</p> <p>（2）小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p><u>（3）（4）は削除</u></p>
<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>（1）証券類を受入れた場合には、当社で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認した上でなければ、支払資金としません。</p> <p>（2）当社を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当社でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。</p>	<p>第2条（<u>当社を支払場所とする小切手の受入れ</u>）</p> <p><u>（1）は削除</u></p> <p>当社を支払場所とする<u>小切手</u>を受入れた場合には、当社でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。</p>
<p>第3条（本人振込み）</p> <p>（1）当社または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当社で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p>	<p>第3条（本人振込み）</p> <p>（1）当社または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当社で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、<u>他の金融機関を通じた小切手</u>その他証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p>
<p>第4条（第三者振込み）</p> <p>（1）第三者が当社で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、</p>	<p>第4条（第三者振込み）</p> <p><u>（1）は削除</u></p>

<p>第2条と同様に取扱います。</p> <p>(2) 第三者が当社または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。</p>	<p>第三者が当社または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。</p>
<p>第5条(受入証券類の不渡り)</p> <p>(1) 前3条によって証券類による<u>受入れ</u>または振込みがなされた場合に、</p> <p>その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありし<u>だいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。</u></p> <p>ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、<u>同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。</u></p>	<p>第5条(受入証券類の不渡り)</p> <p>(1) 前3条によって<u>他の金融機関を通じた小切手その他証券類</u>による振込みがなされた場合に、</p> <p>その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありし<u>だい</u></p> <p>その振込みを受付けた店舗で返却します。</p> <p>ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし<u>ます。</u></p>
<p>第8条(手形、小切手用紙等)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>	<p>第8条(手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) から (4) まで改定なし</p> <p><u>(5) は削除</u></p> <p>(6) から (8) は、</p> <p>(5) から (7) へ番号繰上げ</p>
<p>第11条(過振り)</p> <p>(5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に<u>受入れ</u>または振り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとし<u>ます。</u></p>	<p>第11条(過振り)</p> <p>(1) から (4) まで改定なし</p> <p>(5) 第1項による不足金がある場合には、<u>他の金融機関を通じて</u>当座勘定に振り込まれている<u>小切手その他証券類</u>は、その不足金の担保として譲り受けたものとし<u>ます。</u></p>

(2) 普通預金規定

改定前	改定後（適用開始日：2026年4月1日）
<p>第1条（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、<u>手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）</u>を受入れます。</p> <p>（2）<u>手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）</u>の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>（4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>（5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>第1条（<u>普通預金勘定への受入れ</u>）</p> <p>（1）<u>普通預金勘定</u>には、現金、当社を支払場所とする小切手を受入れます。</p> <p>（2）小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p><u>（3）から（5）は削除</u></p>
<p>第3条（受入証券類の決済・不渡り）</p> <p>（1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日については、普通預金照合表の摘要欄に記載します。</p> <p>（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当社の窓口で返却します。</p> <p>（3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。</p>	<p><u>第3条は全文削除</u></p> <p><u>（これにより第4条以降は繰上げとなる）</u></p>

<p>第5条（利息）</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（<u>受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。</u>）</p> <p>1,000円以上について付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当社所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p>第4条（利息）</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高</p> <p>1,000円以上について付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当社所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>
<p>第10条（解約等）</p> <p>（2）次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>この預金の預金者が<u>第8条第1項</u>に違反した場合</p> <p>（4）この預金が、<u>当社が別途表示する</u>一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p>	<p>第9条（解約等）</p> <p>（1）は改定なし</p> <p>（2）次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>は改定なし</p> <p>この預金の預金者が<u>第7条第1項</u>に違反した場合</p> <p>（3）は改定なし</p> <p>（4）この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p>

(3) 振込規定

改定前	改定後（適用開始日：2026年4月1日）
<p>第5条（証券類による振込）</p> <p>（1）当社以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p> <p>（2）当社にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当社が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めるときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。</p> <p>（3）前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。</p> <p>（4）不渡りとなった証券類は、当社で返却しますので、当社所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>（5）提出された振込金受取書等を当社が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>	<p>第5条（証券類による振込）</p> <p>小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p>
<p>第7条（依頼内容の変更）</p> <p>（1）振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱いま</p>	<p>第7条（依頼内容の変更）</p> <p>（1）は改定なし</p>

<p>す。</p> <p>訂正の依頼にあたっては、当社所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>当社は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。</p>	<p>(2) 前項において、<u>提出された振込金受取書等を当社が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、訂正の手続を実施したときは、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。</u></p>
<p>第8条（組戻し）</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。</p> <p>組戻しの依頼にあたっては、当社所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>当社は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当社所定の受取書に記名押印のうえ振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。</p>	<p>第8条（組戻し）</p> <p>(1) は改定なし</p> <p>(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、<u>第7条第2項</u>の規定を準用します。</p>

以 上